

第 69 回

食料・農業・農村政策審議会

家畜衛生部会

農林水産省

第 69 回
食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会

日時：令和 6 年 9 月 26 日（木） 13：30～15：41

会場：農林水産省 共用第二会議室（ウェブ会議併用）

議 事 次 第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 議 事

- （1）デンマークにおけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価について（諮問）
- （2）アルゼンチン北部地域（口蹄疫ワクチン接種地域）からの生鮮牛肉の輸入に係るリスク評価について（諮問）
- （3）特定家畜伝染病防疫指針の一部改正について（答申）
- （4）その他

4. 閉 会

【配付資料一覧】

議事次第

家畜衛生部会委員名簿

- 資料 1－1 諮問文（デンマークにおけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価について）
- 資料 1－2 デンマークにおけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用について（諮問）（概要）
- 資料 2－1 諮問文（アルゼンチン北部地域（口蹄疫ワクチン接種地域）からの生鮮牛肉の輸入に係るリスク評価について）
- 資料 2－2 アルゼンチン北部地域（口蹄疫ワクチン接種地域）からの生鮮牛肉の輸入に係るリスク評価について（諮問）（概要）
- 資料 3－1 特定家畜伝染病防疫指針の一部変更等の主な変更点について
- 資料 3－2 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針改正案（新旧対照表）
- 資料 3－3 豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針改正案（新旧対照表）
- 資料 3－4 口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針改正案（新旧対照表）
- 資料 3－5 アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針改正案（新旧対照表）
- 資料 3－6 牛疫に関する特定家畜伝染病防疫指針改正案（新旧対照表）
- 資料 3－7 牛肺疫に関する特定家畜伝染病防疫指針改正案（新旧対照表）
- 資料 3－8 特定家畜伝染病防疫指針の一部改正等に対する都道府県意見照会及びパブリックコメントへの主な意見及び考え方
- 資料 3－9 第90回家きん疾病小委員会及び第98回牛豚等疾病小委員会の概要報告
- 参考 1 アフリカ豚熱（ASF）とは
- 参考 2 WOA H陸生コード
- 参考 3 デンマークの地図
- 参考 4 世界におけるアフリカ豚熱発生状況
- 参考 5 WOA H口蹄疫認定状況
- 参考 6 口蹄疫とは
- 参考 7 第68回家畜衛生部会 諮問文
- 参考 8 特定家畜伝染病防疫指針の変更背景・概要

午後1時30分 開会

○松尾室長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会第69回家畜衛生部会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙中にもかかわらず御対応いただき、誠にありがとうございます。

私は当部会の事務局を務めます動物衛生課国際衛生対策室長の松尾でございます。よろしくお願いします。

それでは、開会に当たりまして、消費・安全局長の安岡から挨拶申し上げます。

○安岡局長 お疲れさまでございます。消費・安全局長の安岡でございます。

委員の皆様方におかれましては、本当にお忙しい中、お時間を頂いて、そして御出席もいただいて、大変ありがとうございます。

本日は第69回家畜衛生部会ということで、一言御挨拶を申し上げます。

まずは、これからシーズンを迎える高病原性の鳥インフルエンザでございますけれども、引き続き海外では発生が続いているということもありますし、国内も令和2年シーズンから4年連続発生しているという状況でございますので、やっぱり今シーズンも渡り鳥が、これから飛来、もう既に飛来も始まっていますけれども、飛来してきて、国内にウイルス自体が侵入することは避けられないと考えております。

これから渡り鳥の飛来が本格化するというところでございますので、改めて現場での防疫体制の整備、そして改めて点検をしていただくとともに、異常があった場合の早期通報というのは、非常に重要ですので、御協力をお願いしたいというふうに思っております。

昨シーズンは、一昨年のシーズンに比べれば、件数も少なかったということがあって、皆さんの御努力のおかげかと思っておりますけれども、やはりこれはいかに油断せず、しっかり取り組むかということが重要でございますので、是非よろしくお願いしたいと考えております。

また、豚熱については、今年に入って岩手県、そして新潟県ということで、イノシシの発生が拡大している、新たに発生しているような地域で感染が見られました。これまでなかったようなところの感染が出てきているということに加えて、九州においては、佐賀のイノシシで初めての感染の確認があったということでございます。

九州のイノシシに関しては、今のところ、イノシシでも21頭の陽性が確認されていますが、色々な対応を頂いて、何とか感染拡大を防ごうと、現場でも御努力を頂いているとこ

ろでございます。

一方で、感染リスクについては、どこも高い状況が続いている状況でございます。逆に自分のところでは発生しないのではないかというところほど、逆に感染が起きやすいという状況ではないかと思っておりますので、引き続き、適時適切なワクチン接種とともに、ワクチンだけに頼らずに、飼養衛生管理の徹底ということでお願いできればと思っております。

ここまで長くなってしまいましたが、本日の家畜衛生部会でございますが、まず諮問案件といたしまして、デンマークにおけるアフリカ豚熱発生時のゾーニングの適用に関するリスク評価ということでございます。加えて、アルゼンチン北部の地域についての生鮮牛肉の輸入に係るリスク評価、この2点について御審議を頂くということになってございます。

また、特定家畜伝染病防疫指針の一部改正、6月に諮問した案件でございますけれども、各小委員会での御審議も頂いておりますので、結果の御報告を頂いた上で、答申を頂きたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、専門的な見地から、引き続き忌憚のない御意見と活発な御議論をお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。今日もどうぞよろしくお願いいたします。

○松尾室長 ありがとうございます。

報道関係者の方々におかれましては、撮影はここまですりますので、御退室をお願いいたします。ウェブでの傍聴は引き続き可能ですので、よろしくお願いいたします。

さて、現在、家畜衛生部会委員数は20名でございます。本日はウェブでの御出席の先生方を含めて14名の委員の先生方に御出席いただいております。食料・農業・農村政策審議会令、こちらの第8条第1項の規定では、定足数は3分の1となっておりますので、満たしているという形で、今日の議事を進めさせていただきます。

続きまして、本日出席しております事務局の紹介をさせていただきます。

まず、消費・安全局長の安岡でございます。

○安岡局長 よろしくお願ひします。

○松尾室長 審議官の郷でございます。

○郷審議官 よろしくお願ひいたします。

○松尾室長 動物衛生課長の沖田でございます。

○沖田課長 沖田です。よろしくお願いします。

○松尾室長 それから、リスク分析班を担当しております矢野でございます。

○矢野補佐 よろしくお願いします。

○松尾室長 同じくリスク分析班の大快でございます。

○大快専門官 よろしくお願いいたします。

○松尾室長 先ほど紹介のありました特定家畜の伝染病に係る防疫指針のパートは、こちらの方には家畜防疫対策室長の大倉、それから防疫企画班の西中川が参りますので、よろしくお願いいたします。

本日はウェブを併用しての開催となりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、資料の確認をいたします。

お配りしている資料は、まず議事次第、委員名簿、これらに加えまして、まず議事1として「デンマークにおけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価について」に関して、資料1及び資料1－2が準備してございます。

それから、議事2「アルゼンチン北部地域（口蹄疫ワクチン接種地域）からの生鮮牛肉の輸入に係るリスク評価について」に関しましては、資料2－1及び2－2が準備されております。

続きまして、議事3「特定家畜伝染病防疫指針の一部改正について」に関しましては、資料3－1から3－9までございます。

これ以外に、それぞれの議事に関する参考資料として、参考資料1から8が準備されてございます。

届いていない資料や、落丁がございましたら、お申し付けください。

資料の不足がないようであれば、早速議事に入らせていただきます。

ここからは議事進行を稲垣部会長にお願いしたいと思っております。

稲垣部会長、よろしくお願いいたします。

○稲垣部会長 稲垣でございます。よろしくお願いします。

冒頭一言、発言させていただきたいんですが、本日は安岡局長や、松尾室長からお話がありましたように、二つの諮問と一つの答申を御審議いただくわけですが、やはり特にアルゼンチン北部地域からの牛肉を輸入する件については、昨日、新聞報道で「牛肉輸入、アルゼンチン解禁検討」との見出しが出ました。

現場の農家さんの中には結構色めき立っている方もいるのかなと、すぐにでもアルゼン

チンの牛肉が入ってくるのかなと思っていらっしゃる方が、いらっしゃると思うわけです。ただ、そのようなことはないわけでありまして、これから皆様方とここで、また小委員会であるとか、さらに行政のプロセスを経て、慎重に審議が行われるわけですが、やはり現場に正しい情報提供なりコミュニケーションというものを、特に農水省にはお願いをしたいと思います。

それからまた、いつのことか分かりませんが、報道にあるようなことが本当になった場合には、十分な対策を講じていく必要があると思っています。日常、農家さんなり、農業経営者の方と接すると、皆さん、本当に自信をなくしたり展望が開けない中で、あのような報道が出る影響をしっかりと受け止めて、現場に寄り添った対応が必要かなということ、特に冒頭触れさせていただきます。

それでは、議事に入りますが、最初の議事は諮問事項で、「デンマークにおけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価について」でございます。

それでは、事務局の方から御説明をお願いします。

○松尾室長 それでは、議題1「デンマークにおけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価について」御説明させていただきます。

資料1－1と資料1－2をお手元に御用意ください。また、参考資料も1から4を使います。特に資料の1を使いますので、よろしくお願いいたします。

まず、資料1－1、諮問文を御覧ください。読み上げさせていただきます。

諮問。

食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第53条第1項の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求める。

記。

デンマークにおけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価についてでございます。

これに基づきまして、資料1－2に沿って御説明させていただきます。まず、資料1－2の1ページ目、これまでの経緯を御覧ください。

我が国は2000年に現行の家畜衛生条件をデンマークとの間に作成しておりまして、今この条件下の下、デンマークから豚肉、それから豚肉製品を輸入しています。アフリカ豚熱が欧州で流行しまして、2020年にはデンマークの隣国であるドイツでも発生が報告されました。デンマークではこれまで一度もASFの発生の報告はありませんが、今般、将来、

仮にデンマークでASFが発生した場合に輸入される豚肉及び豚肉製品に関して、ゾーニングを適用するように要請がございました。

このため、我が国への指定検疫物の輸入に関する要請についての検討に係る標準手続に従いまして、当該要請に関する検討を適切に進めたいと思っております。

それでは、Ⅱ、要請事項を御覧ください。

まず、1パラ目でございますが、本件は「我が国への指定検疫物の輸入に関する要請についての検討に係る標準的手続の運用指針」第4条第1項に規定するプロトコル1、当該要請により、我が国が新規の家畜衛生上の考え方の受入れを必要とする場合、その他家畜衛生上の影響が大きい場合に該当することから、同条第2項に基づきまして、家畜衛生部会に諮問いたします。

2パラ目でございます。現在の家畜衛生条件においては、デンマークから豚肉及び豚肉製品を輸入する場合、同国においてASFの発生がないということを条件としてございます。ASFのゾーニングを適用するには、当該家畜衛生条件を改正する必要があるございます。

3番目です。そのため、デンマークからの要請に応じて家畜衛生条件の改正を検討するに当たって、家畜衛生部会にはASFのゾーニングを適用し、デンマークから豚肉及び豚肉製品を輸入することにより、我が国にASFが侵入するリスクを評価することについて、調査審議をお願いします。

本日は家畜衛生部会に調査審議をお願いする内容、背景について主に御説明いたします。プロトコル1の案件の多くは、牛豚等疾病小委員会において詳細に審議をしていただいております。本件についても、この小委員会において十分御審議いただきまして、結論を頂きたいと思っております。この結論を踏まえまして、リスク評価書を取りまとめて、追っでもう一度、この家畜衛生部会で御提示させていただきまして、御審議いただきたいと思います。

では、2ページ目のⅢでございます。参考情報を御覧ください。

これまでASF未発生国に対する発生時のゾーニング適用に対する評価というのは、この部会でもお願いしておりました。米国とフランス、既にやっております。いずれも本年、答申を頂戴しておりますので、覚えていらっしゃる先生方もいらっしゃるかと思います。

では、3ページ目、デンマークにおけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に関するリスク評価に関する関連情報についてでございます。こちらはリスク評価に用いる収集済

みの情報を取りまとめて記載したものでございます。先ほど申し上げたとおり、追ってこれらの情報を基にリスク評価報告書を取りまとめますので、不足している情報があるとか、こういった論点もあるだろうということについては、本日また先生方から御指摘いただきたいと考えてございます。

では、まず1番目、背景でございます。1番にデンマークの基礎情報を記載してございます。デンマークは面積は約4.3万平方キロメートルということで、沖縄以外の九州とほぼ同じ大きさということでございます。行政区分としては98の基礎自治体から構成されているということでございます。

(2) アフリカ豚熱の発生状況ですが、デンマークでは2024年9月までにASFの発生は確認されておりません。先ほど御説明しましたが、陸路の国境を接するドイツでは、2020年以降発生が続いております。また、2023年以降、発生が確認されているスウェーデンとは、橋又は海底トンネルでつながっている状況にございます。

(3) です。要請事項ですが、今般デンマーク当局からは、ASF発生時に同国からの豚肉及び豚肉製品の輸入に対してゾーニングの適用を依頼するという要請がございました。この際、(1)で申し上げました98の基礎自治体をゾーニング適用の基本単位とすることについて提案がありました。

II、評価項目の1、獣医体制及び法制度です。3ページの下の方です。

デンマークでは、デンマークでの獣医食品庁(DVFA)が中央政府の家畜衛生当局でございまして、また地方においては、DVFAの出先機関が、DVFA本部が決定した法令や政策等に基づき、リスク管理措置を実行しているという状況です。

DVFAの出先機関のうち、家畜のサーベイランスや疾病発生時の緊急対応を担う獣医検査ユニット、VIUと申しますが、これが三つに分かれておりまして、それぞれ特定の地域を管轄しています。

また、ASFを含むリスト1疾病、疑い事例があった際に、獣医師が速やかにDVFAに通報すべき疾病の一つとして、国内法で指定されている病気については、こうした病気が発生した際には、中央及び地方に中央疾病管理センター及び地方疾病管理センターと呼ばれる対策本部を設置するということになってございます。

4ページでございます。3パラ目の最後の方になりますが、1番の項目の家畜疾病の防疫及び管理については、EU規則である動物衛生法及び国内法である動物飼育法等の法令によって、具体的な防疫措置の内容を記載した防疫指針に基づいて実施されているという

ことでございます。

4 ページの 2 でございます。豚の飼養状況及び衛生管理でございます。1、2 パラ目の話でございますが、デンマーク全体の豚の飼養頭数というのは1,320万頭、農場は都市部を除くデンマークの全域に分布しています。デンマークの豚の農場は、豚が発育ステージによって複数の農場を移動する、いわゆるマルチサイトと呼ばれるタイプの生産が主流となっております。

3 パラ目でございますが、全ての農場及び農場経営者は、適切なバイオセキュリティー措置を講じる義務がございまして、さらに飼養頭数が所定の規模を超える農場には、管理獣医師との契約、それから管理獣医師の助言の下でのバイオセキュリティープランの作成、毎年の見直しということが義務付けられています。家畜豚に残飯に由来する飼料を与えることは禁止されているということでございます。

それから、5 ページでございます。3 の真ん中のぐらいの豚のトレーサビリティー及び移動管理でございます。

デンマークでは、豚を飼養する全ての農場に 5 桁又 6 桁の固有登録番号が与えられ、中央家畜登録簿、CHR と申すのですが、に登録されるための群単位のトレーサビリティー体制が整備されています。豚の移動は移動後 7 日以内に CHR に通知しなければならないということになっているということでございます。

それから、同じ 5 ページの 4 番、と畜、食肉処理及び証明書の発行についてでございます。2 パラ目でございますが、EU の規則に基づきまして、全ての豚はと畜場においてと畜前後検査を受けなければなりません。

3 パラ目ですが、EU 規則に基づきまして、デンマーク国内のと畜場及び食肉処理施設は、出荷元となる農場及び出荷先の事業者の両方を特定できなければならないとされています。豚肉や豚肉製品を市場流通させる際には、生産された施設の承認番号を記したマークを製品に付ける必要がございまして、これらのシステムを通しまして、安全性に疑義のある食品を回収することが可能ということになっているということでございます。

4 項目めの 4 パラ目ですけれども、デンマークから EU 域外に畜産物を輸出する際の証明書の作成に当たっては、フードチェーンに関わる一連の食品関連事業者、と畜場であったり、食肉処理施設等でございますけれども、こうしたところから提供されるトレーサビリティー情報や、CHR に記録された豚の移動情報というのが参照されるということでございます。

6 ページ目、中段、上の方、5、輸入検疫でございます。

1 パラ目です。デンマークには国内には11か所の国境検査所（B I P）が設置されていますが、生体豚、生きた豚の輸入検疫検査が可能なB I Pはなく、生体豚は一部の例外を除いて輸入されていないということでございます。

3 パラ目でございます。デンマークでは生産者団体であるデンマーク農業食品委員会（D A F C）がA S Fなどの疾病が国内に侵入することを防ぐ目的で、外国から国内に入る家畜運搬車両の清掃、消毒及びその管理に関する基準を輸送規格として定めており、生体の豚をほかのE U加盟国に出荷した家畜運搬車両は、デンマーク国内に再入国する際に、必ず消毒ポイントに立ち寄り、洗浄、消毒を受けることとされています。

さらに、家畜を荷下ろしした先のリスクに応じて、車両には検疫期間が設けられており、この検疫期間を経過しないまま、当該車両が農場等に立ち入ることは許可されていないということでございます。

この取組は生産者団体が定めたルールでございまして、法的な強制力はないものの、デンマーク国内のほとんどの農場が、このD A F Cに加盟しておりまして、家畜運搬車両は農場への出入りに際して、当該消毒等を実施したことの証明を求めることから、デンマーク入国時の消毒は、事実上義務的なものとして徹底されているということでございます。

7 ページに入ります。6、診断機能及び平時のサーベイランスを御覧ください。

国家の検査機関のことをN R Lと申しますが、このN R Lとしてデンマークの獣医コンソーシアム（D K－V E T）というものが指定されています。これはそこに書かれていますように、国立血清研究所とコペンハーゲン大学とで構成されている組織、コンソーシアムでございまして、このD K－V E TはA S Fの診断が可能な国内唯一の診断施設となっております。

7 ページ目です。家畜豚に対するパッシブサーベイランスとしては、リスト1 疾病が疑われる際の獣医検査ユニット（V I U）に対する通報が義務とされています。

2 パラ目ですが、家畜豚に対するアクティブサーベイランスとしては、生産者団体であるD A F C傘下の診断施設が行うP R R Sの診断検査等のために提出されたサンプルの一部が、このD K－V E Tに送付されて、これらをA S F検査に供するシステムが存在してございます。

3 パラ目です。野生のイノシシについてでございますが、この撲滅対策、野生イノシシ撲滅計画の一環として、生きている又は死亡している野生イノシシが目撃された際、通報

システムというのを整備してございます。生きた野生イノシシがいたということが通報された場合は、発見者の通報を受けたデンマーク自然庁が追跡して狩猟を行うということになっています。ASFのサーベイランスとしては、これらの野生イノシシからサンプルが採取され、DK-VETにおいて検査が実施されます。

7ページ目、下の方です。7番、野生イノシシの管理を御覧ください。

デンマークは元来、野生イノシシはほとんど生息していませんでしたが、ドイツの野生イノシシの一部がデンマーク国内へ侵入し、定着するようになり、2018年には野生イノシシを介したASFの伝播リスクを低減する目的で、野生イノシシの根絶を目指した野生イノシシ根絶計画が策定されております。それ以降、国土から野生イノシシの根絶に向けた計画が進められております。

この取組が功を奏し、2022年には国土からの野生イノシシの根絶が達成されたと考えているそうでございます。

隣国のドイツはASF発生国であるため、デンマーク・ドイツ国境に沿って、67キロにわたって柵が敷設されておりまして、国内への野生イノシシの侵入防止が図られています。また、万一侵入を許した場合に備えて、カメラによる監視及び国境付近への餌場の設置等を行っており、国内への侵入が確認された場合には、デンマーク自然庁の職員によって狩猟活動が開始されるということでございます。

また、野生イノシシの監視活動として、前述の餌場の設置、こうしたことのほか、デンマークの獣医組織でありますDVFAは、通報のためのスマートフォンアプリを無料で提供し、国民や狩猟者への通報への協力を呼び掛けてございます。特に狩猟者に対しては、通報の義務が課されておりまして、狩猟者による通報のインセンティブを確保するために、食中毒の原因寄生虫の検査をDVFAが負うという形で行っているそうでございます。

8ページでございます。8ページの8、家畜豚における発生時の対応を御覧ください。

まず、1、2パラ目でございます。家畜の飼養者、それから獣医師は、通報の義務が課されていますが、適切に通報を行わなかった場合には罰金が科されます。また違反が重大なものと認められた場合は、飼養者は永久又は一定期間、動物の飼養を行う資格を失うことがあります。

3番目のパラです。ASFが確定した場合、DVFAが定める防疫指針に基づき、全体指揮を執るNDCC、中央疾病管理センター及び発生地において実動の指揮を執るLDDCが地方の疾病管理センターでございますけれども、これらが組織されます。また、DV

F Aは発生に伴う輸出停止等の措置を講じてございます。

パラ 4 です。殺処分は診断から36時間以内に開始され、殺処分された死体は、原則的にレンダリング施設又は焼却施設に運ばれます。

パラ 5 です。 8 ページです。家畜豚でA S Fが発生した場合、原則発生農場の半径 3 キロメートル及び半径10キロメートル以内の地域が、それぞれプロテクションゾーン及びサーベイランスゾーンに指定されます。これらの区域の中では、強化サーベイランスや移動制限が講じられます。

9 ページでございます。 9 ページの 9、下の方です。野生イノシシにおける発生時の対応を御覧ください。

デンマークでは、前述のとおり、現時点においては、野生イノシシがデンマーク国内からの根絶が達成されたものと考えてございますが、野生イノシシでの発生が確認された場合に備えて、野生イノシシにおけるA S F発生時の対応についても、家畜豚と同様に、防疫指針での疾病別のマニュアルで定めがございます。

野生イノシシで正式にA S Fが確認された場合、N D C Cがコントロールゾーンを設定します。コントロールゾーンの大きさは、プロテクションゾーンやサーベイランスゾーンと異なりまして、原則的な大きさは定まっておらず、リスクを考慮して設定されます。コントロールゾーン内ではプロテクションゾーンやサーベイランスゾーンと同様に、強化サーベイランス、それから移動制限ということが講じられると報告がございました。

以上でございます。

○稲垣部会長 ありがとうございます。

それでは、本件につきまして、委員の皆様から御質問がありましたらお願いいたします。

日高委員さん、お願いします。

○日高臨時委員 ありがとうございます。

一つ、これは肉の場合ですよね。生きた豚の場合の対応というのは、デンマークの方はどうのように考えているのか。要するに、デンマークから日本には結構豚が入ってきていますよね。ですから、肉はこういう感じですがけれども、生豚はどうするのかというのが一つですよね。

そこを聞きたいということと、それと、このゾーニングですがけれども、98の基礎自治体ということで、デンマークは九州とほぼ同じという中で、この98の基礎自治体からのゾーニング適用を基本単位としているということなんですけれども、先ほど北部ユニット、南

部ユニット、東部ユニットの三つに獣医の検査ユニットが分かれているということがありましたけれども、市町村単位というのはちょっと厳しいのかなという気がするから、その辺りの大まかにこの検査ユニットがあるんだったら、こういう感じでやってもらえるのかなと思います。

それと、もう一つはと畜場の関係ですね。今、日本にデンマークから肉が結構入ってきていますけれども、この辺りの出たときのと畜場が含まれているというか、日本向けの屠場というのは、輸出用のと畜場というのは、デンマークの場合、ある程度固定されているのかどうかというのが聞きたいということと、それと結局、と畜場の問題をゾーニングの中にどういうふうにしてデンマークの方は考えているかということをお聞きしたいと思います。

○松尾室長　ありがとうございます。では、一つずつ、三つの御質問が日高先生からあったかと思います。

まず、生体の豚のお話です。生体の豚はデンマークから今日本に輸出されているというのは、そういう条件がございまして、あります。

今回デンマークから申請があった、評価依頼申請がございましたのは、飽くまでも生体豚が入ってございませぬので、今回のものからは対象外、つまり今の状況下では、生体豚は、今の状況どおり、アフリカ豚熱がないと、デンマークで発生がないという条件で、輸入は継続するという形になります。

これは基本的に輸出国の方から依頼があれば、当然検討する形になろうかと思いますが、今回の諮問の中で生体豚までやるということは考えてございません。

二つ目でございます。デンマークには98の自治体があって、ただ、検査ユニットについては三つですねと。そういう中で、今回のゾーニング、98の自治体というのは小さ過ぎるのではないかとというのが御質問だったかと思います。

これにつきましては、デンマークからの要請は、基礎自治体単位でやってほしいというのが一つでございます。もう一つ、それに当たっては、98の自治体では当然小さいということでございますが、先ほど3キロのプロテクションゾーンであるとか、サーベイランスゾーンが引かれるというお話をしました。

デンマーク側は恐らくそのゾーンが複数の市町村に引っ掛かるので、少しでも引っ掛かれば、それらは全て輸出不可だというような対応で審議してもらえないか、まずはという依頼がございました。私どもも、まずそういう依頼に基づいて、御審議いただきたいと考

えてございます。

ただ、これは最終的にどうするかというのは、今後の議論の中で先生方の色々な意見を頂くことになりますので、そこで検討したいと考えてございます。

それから、三つ目でございます。デンマークのと畜場についてのお話でございました。現行も輸入ができるというお話をしましたけれども、現行でも日本向けにできる施設というのもございます、そこから輸出がされているという状況でございます。

発生に当たって、当然、98の基礎自治体の中にあつた場合にどうするかということについては、基本的に彼らの中でもサーベイランスゾーン、コントロールゾーンを引いて、移動制限というのが掛かってございますので、そのゾーンの中のと畜場からは基本的に日本にそもそも動かせませんので、来ることがないという整理で考えてございますし、今の考え方の中ではデンマークがそのように言ってきています。

先ほど言ったように、ちょっとでも引っ掛かった市町村は、全て日本向けにできないということなので、そこの中に入ってしまったやつについても、同じ扱いを受けると今考えてございます。

ただ、これも申し上げましたように、今後、先生方にいろんな意見がございいますので、それを受けての考え方を整理すると考えてございます。

以上です。

○稲垣部会長　ほかいかがでしょうか。

ほかの委員さん、御質問があれば、よろしくお願いします。オンラインの委員の方もよろしくお願いします。

ございませんか。

では、津田先生、お願いします。

○津田臨時委員　一つちょっと確認していただきたいのは、このデンマーク、やっぱり輸出国なものですから、生産者団体の力が強いと思うんですけれども、その生産者団体であるDAFCと、それからトレーサビリティーを監督しています中央家畜登録簿というのでCHRを登録しているところ、そういった国、あるいは地方なり、あるいは生産者団体、その関係というのはどういうふうになっているんでしょうか。

○大快専門官　お答えさせていただきます。

国と生産者団体の関係という御質問だったかと思いますが、先ほど津田先生からの御質問にありましたCHRというトレーサビリティーシステム、これは国が管理してい

るデータベースになっておりまして、生産者団体が管理するものではございません。

○津田臨時委員 あと、各生産者のところの飼養衛生管理基準のような、日本でいうようなものについては、国が決めているのか、あるいは、先ほどの消毒のシステムを生産者団体が決めたように、生産者団体の方が決めているのか、その辺の関係はいかがでしょうか。

○大快専門官 お答えさせていただきます。

いわゆる飼養衛生管理基準に当たるような、先ほど松尾からも説明がありましたけれども、所定の規模を超えた農場に対しては、管理獣医師との契約の義務であるとか、バイオセキュリティプランの作成の義務などというような決まりがございますけれども、これは国が定めているものでございます。

以上でございます。

○稲垣部会長 では、大津委員さん、お願いします。

○大津委員 こんにちは。御説明ありがとうございます。初めてリアルで参加させていただいています。

畜産は、自分のところもしているんですけれども、私自身が担当というよりは、先代がしているので、本当に素人な質問もするかと思いますが、お許してください。

こちらの今御説明があった内容を聞くと、デンマークから要請があったから、このゾーニングの適用について、このような審議をしているということなんですが、やっぱり大陸と考えると、どこでも発生リスクは考えられて、これはあちらの輸出元の国から要請があった段階で、各国対応のこういうゾーニング適用に関するリスク評価をするのかというのが1点。

それから、2点目は、ここで議論することでは全くないのかもしれないんですけれども、たとえこのゾーニングを適用して、ほかのゾーンでは大丈夫ですよということで輸出が続いたとしても、一般消費者にとってはデンマーク産はデンマーク産であって、やっぱりそういう事態が起きた場合は、当然買い控えとか、特にメディアのあおりとかもあって、売れなくなってしまうと思うんですけれども、そういうときの説明責任といいますか、どうやって一般消費者にこういうちゃんとゾーニング、分けてやっているんですよということを伝えていくようにお考えなのかという2点について伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○松尾室長 ありがとうございます。まず、先生からの一つ目の質問については、輸入解禁とか、輸入に関する申請依頼というのは、国ベースでなければならないのかというよう

な御質問だったかと思います。

我が国はWTO加盟国ということで、貿易に関して自由貿易を標榜するWTOに加盟しているということで、基本的に要請を受ければリスクベースに基づいて審査をするという義務を負っていると考えてございます。

ただ、なぜ国じゃないといけないのかということについては、頂いた情報に基づいてリスク評価をするんですが、その真正性であるとか、またその後、仮に輸入をするということが決定した段階でも出していただく証明書の真正性であるとか、そこを担保する必要がある国内の家畜業者に対しても、我々も責任を負ってございますので、そこは国ベースでやっていただくというのが原則と考えてございます。

それから、二つ目の質問でございますが、いろんな病気が発生したりして、ゾーニングを適用したりすることもございます。また、国全体を止めることもございます。輸入されている食肉について、そのリスクコミュニケーションをどうするのかというお話がございました。

私どももこれまでもプレスリリースなどいろいろやっておりましたが、それはしっかりやっていきたいと思っています。また、冒頭の方でも部会長からも、いろんなリスクコミュニケーションなんかをしっかりやるようにという御指示もございましたので、そうしたことは肝に銘じて、しっかり対応してまいりたいと思っています。

○稲垣部会長 そのほかいかがですか。

では、日高委員さん。

○日高臨時委員 疑問というか、今まで結構フランス、アメリカ、カナダ、いろいろな国からのこのゾーニング適用を審議してきたんですけども、今回、先ほどから言っていますように、98の基礎自治体からの適用ということは初めてなんですけれども、その辺りの基準、結局デンマークからこのような98の基礎自治体からのゾーニングを適用してくれと来たら、今までの各国からのゾーニングと比べて、全然ちょっと規模が小さくなっているんですけども、それに対しての日本政府としての考え方というのは、デンマークに伝えるというか、そういうことはしないんですか。

それとも、来たものはその中で受け入れて進めていくしかないという、国と国との中の取決めとか、そういうのはあるんですかということをちょっとお聞きしたいと思います。

○松尾室長 ありがとうございます。日高先生からの質問は、要請があったら、そのままやるのかということでございましたが、基本的に要請を受けた場合は、その要請内容を当

然私どもも考慮します。明らかに行き過ぎたような要請というのは、それはもともと受けられませんよというのは、水面下の意見交換というのは当然ございます。

ただ、今回の場合は、デンマークにつきましては、まず野生イノシシが基本的にいないという、ほかのヨーロッパ、これまで御審議いただいた国とは違う背景があるというのが、まず一つにございます。そうした背景の中で小さいユニットといたしますか、ゾーニングユニットでも対応が可能なのかというのを、リスク評価してほしいということでございます。ですので、確かにそのリスク背景は違いますねという形で、今回デンマークの要請を受けて、先生方にお諮りしたいと考えてございます。

○沖田課長 追加でよろしいですか。補足でちょっと。

もし可能だったら、スクリーンに映してほしいんですけども、農水省のウェブサイトの指定検疫物の輸入に係る標準手続を出せますか。

先ほどの大津委員の意見にもちょっと関係するので、それも含めてなんですけれども、フローの絵が出せますか。

ありがとうございます。

実はこの要請を受けたときに、どのような形で進めていくかというのは、これは文章が決まっています、公表しています。それを要約すると、ステップはこのような形になっていて、トータルで全部で12までございます。

まず、1番が輸出国から輸入解禁等について要請がある。それに対して、こちらから質問票を作成して、要請国に送付する。質問票のやり取りとかがいろいろあったりして、その後、6番を見ていただくと、現地調査というのがあります。現地調査を行った上で、7、8、9、ここにリスク評価報告書原案を作成する。そしてそれをもって家畜衛生部会に諮問を行う。正に今日諮問を行っているのはここなんですけれども、この要請を受けて諮問をするまでに、これだけのステップがございます。

大津委員の御質問に対しては、先ほどのとおり、要請を受けたら、まず我々は受けて、ちゃんと仕事をしなければならないということで定めてあるので、これに従うんですが、その後、これだけのステップがございます。質問票をやり取りし、そして現地調査に行くと、こういったことも行っております。

この中で、先ほど日高委員がおっしゃられたような疑問点、懸念点、こういったことについては、もちろん我々も自分が考えられることについては、全て向こう側にぶつけて、質問票の例えば追加の質問をするとか、現地に行ったときにちゃんと見てくるとか、こう

いったことも行った上で対応しております。それから、先ほど松尾から回答いたしましたように、デンマークの事情、ほかの国と違って、野生のイノシシがいないということのような、そういった状況を全て総合的に勘案して、今回諮問させていただいているということで、日高先生が御懸念を有されている点については、一応我々としてはそういうことを、ステップを踏んだ上で、いけるんじゃないかと思って、今回諮問させていただいているところです。

ただし、もちろんこれはリスク評価の原案でございますので、これが結論ではないので、この審議会においてしっかりと議論をしていただきたいと思っていると、こういうことでございます。

○稲垣部会長 そのほかございますか。

私が言うのもなんですが、やはり98の基礎自治体というのが、やはり「えっ」という感じがします。自由貿易でいうイコールフィッティングということを踏まえれば、アメリカはたしか州でしたし、フランスは県レベルでした。それから見ると、余りにも細かいのではないのかと思います。

先ほど日高委員さんがおっしゃったように、三つのユニットとかという話もあるので、そこはこれから審議する過程で、それを98ではなくて、その三つということはあるということによろしいんですね。

○松尾室長 あります。

○稲垣部会長 そのほかございますか。

オンラインの委員さん、大丈夫でしょうか。

○木村臨時委員 すみません、山形大学の木村です。チャットに質問を入れました。

○事務局 事務局の方で読み上げさせていただきます。

木村先生からの質問で、日本へ輸入されている豚肉は、デンマークのある地域に偏っているなどの情報はあるのでしょうかという質問を頂いております。

○松尾室長 申し訳ありません、その点については、聞き取ってみないと分かりませんので、調べさせていただくことということで、本日は御容赦いただきたいと思います。

○稲垣部会長 よろしいですか。

ほかいかがでしょうか。

よろしいですかね。

それでは、本件の審議に当たっては、当部会の所掌事務のうち専門的、技術的な事項を

審議する必要があることから、今後、牛豚等疾病小委員会において御審議を頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議ないようですので、事務局の方ではそのように進めていただければと思います。

それでは、続きまして、議題２、アルゼンチン北部地域（口蹄疫ワクチン接種地域）からの生鮮牛肉の輸入に係るリスク評価についてでございます。こちらも同じく諮問事項でございます。

事務局から御説明をお願いいたします。

○松尾室長 事務局でございます。

それでは、議題２、アルゼンチン北部地域（口蹄疫ワクチン接種地域）からの生鮮牛肉の輸入に係るリスク評価について御説明させていただきます。

資料２－１、資料２－２をお手元に御用意ください。

まず、資料２－１の諮問文を御覧ください。読み上げます。

諮問。

食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第53条第１項の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求める。

記。

アルゼンチン北部地域（口蹄疫ワクチン接種地域）からの生鮮牛肉の輸入に係るリスク評価についてでございます。

では、資料１－２に沿って説明いたします。１ページ目、Ⅰ、これまでの経緯を御覧ください。また、参考資料１もお手元に御準備ください。

まず、これまでの経緯のⅠの１番目です。国際獣疫事務局（WOAH）は、2008年から2014年にかけて段階的にアルゼンチンの南部地域を口蹄疫ワクチン非接種清浄地域、アルゼンチンの北部地域を口蹄疫ワクチン接種清浄地域として認定しました。

参考の５を御覧ください。参考の５でいいますと、アルゼンチンの南部地域は緑色の系統の色を塗ってございます。濃い色、薄い色がございますが、まず濃い緑色の地域の南部地域はワクチン非接種清浄地域、それから黄色の北部の地域はワクチン接種清浄地域でございます。今回の諮問地域でございます。

我が国はアルゼンチン当局から要請を受けておりまして、南部地域からの生鮮牛肉及び羊肉の輸入を2018年に、緑色の地域ですね、解禁してございます。薄い緑と濃い緑のところですね。

今般、アルゼンチン当局から、WOAHによって口蹄疫ワクチン接種地域として認定された北部地域、上の方からの脱骨した生鮮牛肉の輸入解禁の要請がございました。このため、我が国への指定検疫物の輸入に関する要請についての検討に係る標準手続に従いまして、当該要請に関する検討を進めたいと思います。

それでは、資料1－2に戻っていただきまして、Ⅱ、要請事項でございます。

まず1番目、本件は「我が国への指定検疫物の輸入に関する要請についての検討に係る標準的手続の運用指針」第4条第1項に規定するプロトコル1、当該要請により、我が国が新規の家畜衛生上の考え方の受入れを必要とする場合、その他家畜衛生上の影響が大きい場合に該当することから、同条第2項に基づきまして、家畜衛生部会に諮問するものでございます。

2番目、我が国に輸入される牛肉は、牛疫及び口蹄疫の発生を予防する観点から、家畜伝染病予防法第36条第1項に基づき、今から申し上げる二つの条件のいずれかを満たすこととしてございます。

①農林水産省令で定める輸入禁止地域以外の地域から発送されたもの、②でございますが、もう一つが、輸入禁止地域を経由したもので農林水産大臣の指定するものでございます。

ページをめくっていただきまして、農林水産大臣が指定するものということは、特定の処理を行った畜産物で、例えば特定の国由来の加熱処理肉や脱骨熟成を行った肉が該当します。農林水産大臣が指定するものは、関連告示において規定しています。

家畜衛生部会には、アルゼンチンの要請に対応して、アルゼンチン北部地域産牛肉が、今御説明いたしましたいずれかの要件を満たすことができるかを検討するために、アルゼンチン北部からの生鮮牛肉の輸入により、口蹄疫が我が国に侵入するリスクを評価することについて、調査審議をお願いしたいと思っております。

牛疫についてでございますが、牛疫については2011年に国際的な撲滅、全ての国が撲滅していると宣言されているため、調査審議の対象とはしてございません。

本日は家畜衛生部会に調査審議をお願いする内容及び背景について、主に説明させていただきます。このアルゼンチンについても、牛豚等疾病小委員会の方で審議結果を十分にいただきまして、その結果を踏まえて評価報告書を整えます。その結果をもって、またもう一度家畜衛生部会に御提示させていただいて、御審議いただくという形で進めさせていただきたいというふうに考えてございます。

それでは、2 ページ目のⅢの参考情報を御覧ください。

今回対象となるアルゼンチン北部でございますけれども、口蹄疫ワクチンを接種している地域です。我が国は、同じようにワクチン接種をしているウルグアイから牛肉を輸入することについて評価したという実績がございます。家畜衛生部会からは、ウルグアイの口蹄疫清浄性がワクチン非接種清浄地域とは同等とは言えないというふうに当時されましたので、現在は、今輸入しておるんですが、上乗せのリスク管理措置を講じるべきと、こういう点で御指摘を頂いて、現在輸入しているということでございます。

それでは、3 ページ目、リスク評価に用いる情報ということで、3 ページ目のⅠ、背景でございます。1 番目ですが、アルゼンチンは我が国の約7.5倍の面積を持つ連邦共和国です。東側にパンパと呼ばれる大草原が広がっておりまして、牛肉の生産量は2022年時点でございますが、世界第4位となっております。

2 パラ目です。口蹄疫の発生状況ですが、アルゼンチンは2008年から2014年にかけて、ワクチン接種又は非接種清浄地域としてWOAHに認定されてございます。アルゼンチンでの口蹄疫の最終発生は2006年でございます。

今般、アルゼンチンからWOAHが口蹄疫ワクチン接種清浄地域として認定している地域、いわゆる今回諮問している北部地域でございますが、脱骨生鮮牛肉を日本向けに輸出したいという要請がございました。

4 ページの図1を御覧ください。今回の評価対象の北部は、川という自然障壁によって、評価済みの南部と分離されています。

この図2でございます。真ん中から下の方ですけれども、アルゼンチンの北部はチリ、ボリビア、パラグアイ、ブラジル、ウルグアイ、こういう国と国境を接しています。これらの国はWOAHによって、口蹄疫に関してはワクチン接種、若しくはワクチン非接種の清浄国、又は清浄地域として認定を受けてございます。ですから、この周りの国、濃い緑がワクチン非接種でありまして、薄い緑はワクチン接種清浄地域ですが、どちらかの色で塗られているという状況にございます。

それでは、もう一度戻っていただいて、評価項目、次は4 ページ、そのまま、図の下ですね。Ⅱ、評価項目、1 の法制度及び獣医当局でございます。このうちまず法制度、獣医当局でございますが、アルゼンチンでは動物衛生施行法によって獣医当局の枠組みを規定し、口蹄疫法で口蹄疫対策を規定しています。具体的なワクチンの承認条件などの詳細は、各種決議というものを作りまして規定しているという状況です。

獣医当局は、経済省の下にある国家農畜産衛生管理機構、S E N A S Aと呼ばれる機関でございますが、こちらでやっているということでございます。全国に14の地域センターと300を超える地方事務所を有しています。国立レファレンスラボラトリー、国の検査機関でございますけれども、S E N A S Aに属する動植物検査総局、通称D I L A Bということでございますが、こちらで行っていると。WOAHの口蹄疫レファレンスラボラトリーとしても認定されている。それから内部精度管理及び外部精度管理、こういうことも実施されているという機関でございます。

水疱性疾病というのは、このD I L A Bを含む公的なラボで診断されることとされてございます。

5 ページ目、2 でございますが、家畜の飼養状況及び衛生管理でございます。アルゼンチンで飼養される家畜の多くは牛でございます、全土で5,000万頭を超える牛が飼養されてございます。32万戸の牛飼養農家が存在します。その多くがパンパ地方で集中して飼養されており、一貫飼育が一般的だそうでございます。一部家畜市場を介して取引をしているという状況だそうです。

3 パラ目ですが、飼養衛生管理についてですが、豚に対しては非加熱の残飯給餌、これが禁止されてございます。農場間、又は農場からと畜場への移動に際しては、輸送車両の洗浄、消毒が義務付けられております。また、残飯給餌の規制対象は牛ではなく豚であり、評価の対象とは、ちょっと違うのかなと思われる方もいらっしゃると思いますが、説明として申し上げますと、口蹄疫は豚を含む偶蹄類に全て感染するとされておりますので、今、豚の話もさせていただいてございます。今回牛肉の件ですが、アルゼンチンの清浄ステータスを検討する際には、豚の残飯給餌についても今お話しさせていただきました。

それから、3 番目、5 ページですが、個体識別とトレーサビリティ制度です。全ての農場は13桁の識別番号というのが付与されるということでございます。これはS I G S Aと呼ばれる管理システムに登録するという形になってございます。牛はそれぞれに個体識別番号が付与され、その番号を記した耳標を装着することで、個体識別ということを行ってございます。

家畜を移動させる際には、S I G S Aを通じて発行される移動許可証が必要となりますので、移動も管理されています。また、と畜場内ではロット単位で識別を行っているという状況でございます。

6 ページ目、4 でございます。と畜場及び食肉処理施設等の管理運用体制でございます。

全てのと畜場、食肉処理施設などは、操業に当たりまして、SENASAの認定を受ける必要がございます。と畜場にはSENASAの職員が常駐し、と畜前後検査を実施して、輸出先国の設定する条件への準拠というのをチェックしています。

家畜市場もSENASAへの登録ということが必要になってございます。輸送車両の洗浄、消毒というのは、先ほども申し上げましたように、義務という形になってございます。それから、同じ6ページの中段、5の検疫措置というところを御覧ください。

まず、(1) 輸入検疫ですけれども、空海港に合計108か所の検疫ポストがございます。SENASAが監視を行っています。アルゼンチンはWOAHが口蹄疫ワクチン接種又は非接種清浄地域として認定した国や地域からのみ、牛肉の輸入を認めています。ワクチンを接種している国や地域からは、脱骨熟成等の上乗せ措置を要求しているということでございます。

(2) 輸出検疫でございます。SENASAの公的検査官が輸出条件が遵守されていることを確認し、輸出検疫証明書を発出するという形になってございます。アルゼンチンにおきましては、口蹄疫が発生した場合、速やかに口蹄疫を広げるおそれのある製品の輸出は停止するという形になってございます。

7ページの(3)でございます。南部及び北部の境界線における検疫ですが、境界に12か所の検疫ポストがあります。主にワクチン接種地域である北部から南部に移動する動物や畜産物の取締りを行うということになってございます。

7ページの6番、検査診断体制でございます。口蹄疫の検査はDILABが、先ほど申し上げました動植物の検査当局でございますが、疑い事例の検体を接受した場合、野外感染とワクチン抗体の識別可能なELISAを実施し、陽性となった検体について、ウイルス培養を行い、PCRによる確定診断を行います。

なお、後述する血清学的サーベイランスでは、LP-ELISAを用いて抗体の保有状況を確認するとともに、口蹄疫ウイルスの循環の有無を確認するために、3ABC ELISAとEITB、ウエスタンブロットを実施しています。

7ページの7番、口蹄疫ワクチン接種プログラムを御覧ください。

一部の牛の飼養密度が低い地域を除きまして、全ての北部地域におきましては、牛及び水牛を対象に口蹄疫ワクチンが接種されています。牛及び水牛以外の動物にはワクチンを接種しておりません。

ワクチン接種計画はSENASAが毎年決定しています。接種はSENASAがENT

Eと呼ばれる非営利団体に委託しております。ただし、実際に接種する者、ワクチン接種する者については、SENASAの訓練を受け、登録されたものというふうになってございます。ワクチンの製造、販売及び使用に関する規制は、中央機関であるSENASAが行い、ワクチンの流通、販売、管理はENTEに委託されています。

ワクチンはSENASAの基準を満たす施設で製造され、DILABによる検定に合格した不活化ワクチンであり、対象は01 Campos、A24のCruzeiro、A Argentina2001及びC3のIndia Iというふうに定められてございます。C3のIndia Iについては、2025年3月1日からは対象から除外される予定というふうになってございます。

なお、アルゼンチンでは抗体保有率を調査しており、2023年は690農家、1万1,040検体を対象に検査を行い、全体の85%がO型に対して、また89.6%がA型に対して十分な抗体を保有していたということでございます。

8 ページです。口蹄疫サーベイランスを御覧ください。

(1) パッシブサーベイランスですが、アルゼンチン全土で2022年から2023年にかけて、水疱性疾患疑いの通報が11件ございました。全て口蹄疫は否定されたということでございます。

(2) でございます。アクティブサーベイランスです。アルゼンチンでは中央機関であるSENASAが作成するサーベイランス計画に基づいて、北部地域のワクチン接種をした牛及び水牛を対象に、血清学的サーベイランスを行っているということでございます。2023年は実績として338農家、5,218検体について検査を行い、いずれも陰性であったということでございます。

8 ページの 9 でございます。口蹄疫発生時の対応を御覧ください。

口蹄疫は通報対象疾病でございます。動物の所有者等は、口蹄疫が疑われる動物について、直ちにSENASAに通報する義務があります。通報から12時間以内にSENASAが立入検査を行い、口蹄疫の可能性があると判断した場合は、血液及び水疱上皮又は咽頭拭い液等の検体を採取します。確定診断は検査機関であるDILABで行います。

口蹄疫と確定した場合は、制限区域の設置、隔離、検疫の実施、移動制限、発生農場の感受性動物の殺処分、疫学調査等が実施されています。移動制限の解除は、殺処分が終了し、農場の洗浄、それから消毒が完了してから30日間以上経過し、サーベイランスにより続発がないことを確認されなければいけないというふうになっております。

10番目です。8 ページの下の方ですが、野生動物管理を御覧ください。

アルゼンチンに生息する口蹄疫の感受性動物ですが、鹿、イノシシ、ペッカリー等がいるということでございます。野生動物の血清学的検査が実施されているということで、2009年から2018年にかけて、鹿が251検体、イノシシが471検体、ペッカリーが111検体、検査されておりまして、いずれも陰性であったという報告を受けてございます。

以上でございます。

○稲垣部会長 どうもありがとうございました。

それでは、本件につきまして、委員の皆様から御審議、御質問がありましたら、お願いしたいと思います。よろしくお願いします。

いかがでしょうか。

では、日高委員さん。

○日高臨時委員 アルゼンチン北部から生鮮牛肉を輸入した場合の影響というのは、どのくらいの影響があるのかということをお聞きしたいと思います。

○松尾室長 輸入した場合の影響についてですが、これは正直に申しますと、現時点では私たちは申し上げられないというのが回答になってしまいます。と申しますのは、これからどのようなお肉であったら、若しくはどのような条件を課したものであったら輸入できるか、若しくは輸入できないという結論もないわけではありませぬので、現時点でどうかということとは申し上げることができません。

ただ、前段に私どもが申し上げましたように、アルゼンチンは世界の中でも生産が多い国ということは申し上げました。ただ、一方で、我が国が輸入している牛肉、先ほど少し大津先生からもお話がありましたように、デンマークの豚肉のお話でしたけれども、ブランドがあるようなものがございますよというのがございました。今牛肉といえば豪州産であるとか米国産が主体になっている世界、若しくはカナダもありますけれども、輸入量に南米のお肉がどれくらい入るのかというのは、私どもは予測はできません。

ただ、現在、輸入できている南米産の牛肉についてお話しさせていただきますと、アルゼンチンの南部は私どもは輸入できます。既に先生方に御審議いただいて、南部は牛肉の主たる生産地ではありませんが、輸入可能です。これらの地域からの輸入量は、年間に30トンから40トン程度です。我が国が輸入している全体は50万トンでございますので非常に微々たる量でございます。

同じようなステータスであるウルグアイ、こちらのお話も私はさせていただきました。ウルグアイがどれくらい我が国に輸出しているかというと、こちら年間3,000トン、

4,000トンクラスです。非常に少ないです。どちらも合わせても現状、輸入量の1%いかなというところでございます。それが現状ということで、私が話せるのはファクトベースではこれぐらいかなと考えてございますが、よろしいでしょうか。

○日高臨時委員 それと、今アルゼンチンが輸出している主な国というのは、どこになるのかお聞かせ願います。先ほど部会長からありましたけれども、農業新聞が書いたということで、対応の仕方があったんですけれども、アルゼンチンからは、あまり日本への輸出は来ていないと、ほかの国に対しての輸出が多いというのであれば、日本の牛農家の人たちも安心するんじゃないかなと思ったものですので、それをお聞かせ願いたいと思います。

○松尾室長 御質問にありましたことについてですね。アルゼンチンからどこに多く輸出しているのかという御質問と、どれくらいなんだという御質問だったかと思います。

アルゼンチンは、北部と南部によって条件は違いますが、国全体として、アメリカ、それからEUを含めて輸出はできているという状況です。特に彼らが今、現行相手先国としているのは中国です。全体の7割ぐらいの牛肉を中国に輸出しています。

2番目にあるのがイスラエルですが、中国が7割と突出して輸出しているという状況があると伺ってございます。

○稲垣部会長 ほかの委員さんはいかがでしょう。

津田委員さん、お願いします。

○津田臨時委員 2点ほど教えてください。まず、一つは、今のアルゼンチンからの向こうから要請している肉なんですけれども、ここでは脱骨生鮮牛肉というふうに書いてあるんですけれども、この中に牛タンが含まれるかどうかというのが一つ。

それから、もう一つは、アルゼンチンの方でワクチン接種の辺りをしたり、それから耳標の個体識別をしているんですけれども、この個体を、基本放牧でしょうから、どの時期で個体識別の番号を付けたり、それからワクチン接種をしているのか、そういった個体管理はどういうふうになっているのか、分かれば教えてください。

○松尾室長 津田先生からの質問、二つあったと思います。

まず、一つ目、タンは入るのかということでございます。タンについては、御質問があったんですが、ここに書かれているように、津田先生御質問のとおり、生鮮肉と書かれていますので、一般の国際的な感覚でいうと、タンは肉ではございませんので、内臓に当たりますので、これについては確認させていただきます。これはアルゼンチンに聞かないといけないという形で宿題とさせていただきます。

それから、二つ目でございます。トレーサビリティに関する御質問でございました。アルゼンチンは、ワクチンを打つ時期というのは大きく年に2回ございます。1回目のときには、全ての牛と水牛を対象として打ちますが、この際に耳標は必ず付けるという形になっています。

2回目は特定のSENASAが指定して、これは追加で打つべきであるとか、新たに生まれた牛なので、半年の間に打ちなさいと、そういった指示がございますが、全てではないんですが、少なくとも年に2回のチャンスがありますので、全ての牛にワクチン接種をして耳標をチェックするチャンスがあるのは、年に1回は必ずございますので、年に1回は確認されているというふうに思っております。

○稲垣部会長　ほかいかがでしょうか。

では、日高委員さん。

○日高臨時委員　先ほど豚の方の話が出たんですけれども、豚の発生というのは、もちろんないということですよ、ワクチンも打っていないということ。

それから、アルゼンチンはいつまで口蹄疫のワクチンを打つのかということですよ。やめられるのか云々というのをね。やめられないのは何が原因でやめられないのかということ、その辺りをお聞きしたいなと思っております。

○松尾室長　まず、日高先生からの一つ目の質問は豚のお話でございましたが、豚に関して口蹄疫の発生の報告は何かあるのかという質問でございましたが、豚については、委員御指摘のとおり、ワクチンは打っておりませんが、発生報告もございませんというのが1番目の答えになります。

二つ目ですが、いつまでワクチンを打ち続けるのかということでございますが、私どもがアルゼンチンから聞いている中で、南米として計画を立てているということでございますので、これはどういうことかという、ブラジルとか、それ以外の国とも共同して口蹄疫戦略を図っているということでございます。その中で日程を決めていくとのこと。

個別の国でやっても、広大な南米の中でコントロールするのは難しいので、その中でまだいつまでというのは、私どもはまだ聞こえてきていないという状況でございますが、情報が入りましたら、また報告はしたいと考えてございます。

○日高臨時委員　要するに南米自体でということですか。

○松尾室長　南米全体で公的戦略を図っているところもございますので、個別の国だけでいつやめるとかという決め方をしていないとも聞いています。

○日高臨時委員 この南米の地図の中で一番上のところにこの口蹄疫公式ステータスがない国がありますよね。あんまり地理が詳しくないので、どこか分からないけれども。

○矢野補佐 御説明させていただきます。

上の方にあるグレーのところですよ。一つだけ色が抜けてしまっている、そちらがベネズエラになります。こちらは御指摘のとおり、WOAHのステータスがない国になっております。

○日高臨時委員 ということは、口蹄疫の発生もないということですか。

○矢野補佐 分からないということです。なので、きれいとは言えないということでございます。

○日高臨時委員 結局その中で、やっぱり南米自体の、先ほど松尾室長が言われたものは、ここは入っていないということですね。

○松尾室長 私が伺っている国は、南米のチームとしてやっているのは、少なくとも入っているとして伺っているのは、ブラジル、ウルグアイ、パラグアイ、それからアルゼンチン、この四つは一緒に共同戦線を張って対応を考えていると伺っています。

○日高臨時委員 あと、ボリビアとチリとか、そういうのは。

○松尾室長 ここの地域は聞いてございません。チリはもともとずっときれいですので。チリは1987年ぐらいから口蹄疫も清浄を達成しているはずですので、87年が最後だと思います。一番当初の方から口蹄疫のWOAHの、当時OIEと言いましたが、公式認定が1996年にできましたが、その当初の方からも口蹄疫清浄の形でチリは入っていました。

○稲垣部会長 よろしいですか。

ほかの委員さん、いかがでしょうか。

オンラインの委員さん、いかがですか。

○津田臨時委員 もう一つだけいいですか。

現在、アルゼンチンの場合は北部と南部について、もし南部の方で発生した場合には、両方とも止めるのかという話、どうなんでしょうか。南部と北部の扱いはどうなるのでしょうか。

○松尾室長 実際は疫学報告によります。というのは、私どもは最初一報があった段階では、それ以外の関連、北部も南部も含めてでございますけれども、ほかにあったのではないかと当然疑いますので、実際に起こる現象としては、一報があった段階で国全体からの輸入が止まって、疫学調査報告を待つ形になるかと思います。それが限定されている場合

であれば、片方の地域だけは開けるという形になるというふうに理解しています。

○矢野補佐 すみません、1点補足させていただきます。

先生の御質問は多分、北部と南部の間でどれだけきちんと検疫がなされているかというところに係ってくるかと思います。例えば北部はワクチン接種をしておりますので、北から南に来るものは、かなりブロックをしていると思われます。

ですが、南から北に行くものをどれだけブロックしているのかというのは、先生御指摘のとおり、かなり重要なポイントになります。残念ながら今、アルゼンチン政府からこの点、明確な情報が来ておりませんので、小委までの宿題とさせていただければと思います。ありがとうございます。

○稲垣部会長 よろしいですか。

ほかの委員さん、いかがでしょうか。

○矢野補佐 申し訳ございません、日高先生より御質問いただいた先ほどの南米全体の枠組みにはどのような国が入っているのかという点に関しまして、回答させていただきます。

全部で13か国入っておりまして、アルゼンチン、ブラジル、ボリビア、チリ、コロンビア、エクアドル、ガイアナ、パナマ、パラグアイ、ペルー、スリナム、ベネズエラも入っていますね、あとウルグアイになっています。

ただ、ベネズエラは残念ながら、今の時点で何のステータスも得ていないという状況でございます。

○稲垣部会長 ほかいかがでしょうか。

ございませんですか。

では、どうもありがとうございました。

それでは、本件の審議に当たりましては、当部会の所掌事務のうち、専門的、技術的な事項を審議する必要があるということで、今後、牛豚等疾病小委員会において審議を頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないということですので、事務局の方では、その旨進めていただきたいと思います。

それでは、ここで10分休憩ということで、3時5分ぐらいからよろしいですかね。

では、3時5分から再開いたします。

(休 憩)

○稲垣部会長 それでは、お約束の3時5分になりましたので、再開させていただきます。

次は答申事項でございます。特定家畜伝染病防疫指針の一部改正についてでございます。
まずは事務局の方から御説明をお願いいたします。

○大倉室長 それでは、私、家畜防疫対策室長をしております大倉です。よろしくお願いいたします。

そうしましたら、資料３－１から３－８について御説明させていただきます。

それでは、最初に、これは諮問させていただいた事項ではございますけれども、特定家畜伝染病防疫指針、全部で７疾病家畜伝染病予防法に基づいて定められているもののうち、今回６疾病について一部改正の諮問をさせていただいております。

６月２７日付けの家畜衛生部会において諮問させていただいた内容について、その後、この６指針について家さん疾病小委員会、それから牛豚等疾病小委員会の専門的な議論を踏まえまして、また都道府県への意見照会とパブリックコメント、それから、その間並行して、関係業界との話し合いなども含めまして、いろいろ御意見を頂いてございます。そういったものを踏まえた上での意見を反映させていただきまして、今回御審議を頂きたいと思うものです。

その修正された意見、主な修正した意見について、資料３－８にございます。資料番号が前後して申し訳ないんですが、まず資料３－８について御説明させていただきたいと思っております。

全体を通しての修正事項は、後ほど３－１の方で御説明いたしますが、資料３－８、これは都道府県に対する意見照会、それからパブリックコメントで頂いた主な意見に対して、当方の考え方も含めて記載させていただいております。

まず冒頭、最初、全体の指針に共通する御意見として、３点頂いてございます。

１点目ですけれども、疾病発生時に家畜防疫員が家畜の所有者に対して、所有者の責務を説明するのは遅いという意見でございます。発生前から説明するよう、都道府県の平時からの取組に追記すべきという都道府県からの御意見です。

これはもともと我々が今回の改正の中で、家畜の所有者の責務ということで、第一義的な責任を負うという、家畜伝染病予防法に書いてある規定を、そのまま指針の方にも反映させるという案を提示させていただいておりましたけれども、発生時における対応の中で、その記載をしていたんですが、都道府県の方からは、ここにあるとおり、もともと平時からの取組として認識をしていただくべきではないかという御意見がございましたので、この御意見、そのとおり修正したいと思ってございます。

2点目ですけれども、大規模発生農場における家畜再導入時の立入検査について、飼養衛生管理の遵守状況は都道府県と農場間で行うものであり、担当獣医師が複数農場を担当していることもあるため、担当獣医師の同行は任意とすべきではないかとございます。

これは改正案の中で、今回、一回発生した農場が、新たにまた再開、導入する際に、飼養衛生管理基準の遵守ができているかどうかの確認をしていただくというのを追記してございます。導入した後についても確認いただくということを、今回の改正に盛り込んでいたのですが、その際、担当獣医師の同行を求めるような記載をしていたんですけれども、都道府県の方からは、なかなか同行までは難しいのではないかと御意見でした。

それに対しまして、私どもの考えとしては、大規模農場という、これは家畜伝染病予防法の飼養衛生管理基準の中で定められておりまして、例えば鶏でいいますと、10万羽以上飼養している農場が大規模に該当する農場ですけれども、そういった大規模の農場であれば、再発のリスクが高い、一度発生した農場については再発リスクが高いというこれまでのデータもございますので、それを踏まえて、やはり管轄する獣医師の同行というのは必須ではないかと考えてございます。

それから、3点目ですけれども、疫学調査でも疾病の発生原因が判明しない現状において、疾病発生の責任の所在は、家畜の所有者に限られないため、所有者が疾病予防と蔓延防止措置の第一義的責任を有している旨を追加することに疑問を感じるとのパブリックコメントがございました。

これは1点目のところと対比するような形の御意見ではあるんですが、今回、法に定める所有者の責務というところに該当する部分を、改めて指針の中にも記載させていただいたところでございますけれども、この3点目にあるような御意見もございました。

それについて、我々としましては、今回の指針改正、令和2年の家伝法改正で加わった所有者の責務というものを明確化されたことに伴いまして、今回指針にも改めて周知すべきと考えております。これはもともと都道府県の方から、農場での防疫措置への協力というのもなかなか得られない事例もあったということを踏まえて、しっかり周知してほしいという御意見を踏まえての改正提案をさせていただいていたものでございます。ですので、これについては、引き続きこの記載をしたいと考えてございます。

次に、2ページ目ですけれども、今度は個別指針の意見になります。高病原性鳥インフルエンザ、低病原鳥インフルエンザの指針に対しての意見、3点上げさせていただいています。

1 点目が定点モニタリングについてですけれども、これは現場の負担が大きいということで、あとは、これで摘発された事例というのも少ないということから、廃止すべきという御意見です。もし仮に継続するのであれば、科学的根拠、意義を明確にさせていただきたいという御意見です。

それから、低病原性鳥インフルエンザの法的な取扱いについて、この定点モニタリングは廃止できないという理由になっているのであれば、法改正も含めた検討をしてくれという御意見でした。これはパブリックコメントでも都道府県からも両方頂いてございます。

これに対しまして、我々は定点モニタリング、これは確かに低病原性鳥インフルエンザのアクティブサーベイ、積極的に見付け出すための検査を行ってございますけれども、これまで通年、1 年を通じて実施するとされてございましたけれども、今回の御意見もございまして、それから従前から都道府県からも御意見を頂いていましたので、今回は期間の短縮、実施時期を短縮するような見直しをしてございます。

通年だったものを、6 月から 9 月という時期に短縮するということ、それから検査方法についても簡素化することを見直しを提案させていただいてございます。

低病原性鳥インフルエンザについては、後ほどまた山口委員長の方からも御報告があるかと思いますが、家きん疾病小委の中でも御意見を頂いてございまして、これは低病原性の取扱いについては、引き続き検討が必要であろうということで、我々の方もこれは検討したいと考えてございます。

2 点目の意見ですが、こちらは強化モニタリングについてです。今、定点と強化と 2 種類のアクティブサーベイランスをやってございますけれども、強化モニタリングについても現場負担が大きいということで、これも同じく廃止すべきという御意見がございました。

これに対して、我々の方の考え方ですけれども、強化モニタリングは高病原性と低病原性両方のアクティブサーベイランスということを目的としてございます。渡り鳥の飛来が本格化する侵入リスクの高い時期、これは具体的には 10 月から翌年 5 月の期間に実施しているものでございますが、これについて、もちろん現場の負担というのは考えざるを得ませんので、検査対象の農場数、こちらを縮小するということを考えてございます。

それから、対象となる家禽については鶏ということではなくて、優先度はアヒルです。これは症状が見えにくいということで、アクティブサーベイランスの対象としてアヒルなどの水禽類を優先的に検査対象としたいということを見直したいと思ってございます。

3 点目の意見ですが、家畜等の死体の処理方法として化製処理が適切なのか、化製処理

施設が患畜等の死体を受け入れることにより、風評被害を招く可能性があるのではないかとパブリックコメントを頂いてございます。

これは実際に高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染した死体を持ち込むことになれば、実際に化製処理場というのは飼料原料、あるいは肥料原料となるものを製造している場でもございます。処理だけをやっているわけではなくて、処理されたもの自体は、飼料原料として利用されるということで、そういったところでの販売等への影響を懸念されるというような御意見でございました。

それについて、我々の方の考え方ですが、化製処理工程の中で高温加熱処理によって不活化されるということは自明であるということで、焼却処理と同様、防疫措置として適切なものであると考えてございます。ただ、これはもちろん施設内での交差汚染防止というのが前提となった考え方になってございますので、適切な交差汚染防止というものを取られた上で、この高温加熱処理というものを経たものであれば、安全であるということをしつかりと発信していきたいと思っております。

次のページで、豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫に関しての御意見でございます。

留意事項というのは、指針本体とは別に指針を補足する形で説明した局長通知、運用を定めたものでございます。この留意事項と記載をそろえる形で、指針本体においても胎盤を排せつ物等に含めるとしたことから、特定症状を確認した場合に、都道府県が収集する疫学情報に胎盤の出荷先を含めるべきではないかという県からの意見です。

これは細かい点なんですけれども、疫学的に収集すべきとなった中にいろいろな物品、農場から出ていくものの物品が羅列してあるところがあるんですが、その中に胎盤というのが含まれないような記載ぶりになっていたんで、これを含めるべきという御意見でしたので、これは御意見のとおり修正したいと思っております。

それから、四角囲みのところがございます。これは指針本体ではない部分でございます。先ほど申した留意事項、局長通知で定めている留意事項部分ですけれども、ここについても御意見がございました。

豚熱を発生させないためには、各農場でのワクチンの接種適期を把握することが重要であり、農場ごとの適期が明確になってから、抗体検査頻度を見直すべきではないかという御意見です。

これについて、免疫付与状況確認検査というのを都道府県で実施してございます。従前から一律に接種する適齢期、何日齢で接種すべきという基準を明示できないのかという御

意見を頂いてございましたけれども、またこれも牛豚等疾病小委員会の場で議論させていただいてございますが、これも検証した結果、全国一律にワクチン接種適期を示すというのは難しいという結論を得てございます。

農場ごとに抗体価の分布を把握した上で、その接種適期を判断するという方法が望ましいとされてございますので、そのことを踏まえての接種時期を、各個別の農場ごとに検討いただきたいということをお願いしたいと思っております。

その上で接種適期の検討は、これまで原則半年に1回とやってございましたけれども、これまでの状況から見て、数年続けてきた検査結果を見ても、それほど変動がないということで、今後は年1回の状況確認検査でいいたろうということでした承を得られてございます。今回の指針改正においては、この実施頻度を原則年に1回ということで見直したいと考えてございます。

それから、豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫に関する留意事項についてですが、発生農場の浄化処理施設、これは通常ふん尿を処理する農場の附帯設備でございますけれども、その浄化処理施設を稼働させながら、豚等の排せつ物処理を行う方法を具体的に記載してほしいという県からの意見でございます。

これまでの防疫では、発生した農場において、浄化処理を封じ込めという形で、一回ビニールシートを掛けるような形で止めてしまいます。これは通常、動かし続けていないと、中の細菌叢とかが変わってしまっていて、また再開する際に、この浄化槽を造るということの手間が大きく掛かってしまいます。浄化槽を豚がいなくなった状態でも回したいという意向もございましたので、これを稼働させながらできる方法をもっと具体的に書いてほしいということでございました。

我々としては、留意事項の中で具体的なものといえますか、基本的な浄化処理の稼働のさせ方というのは追記してございましたけれども、より具体性を持ってということの御意見でございましたが、これについては、個々の農場でキャパシティー、環境等は様々であり、異なりますので、状況に合わせて我々の方と個別相談をさせていただきたいと考えてございます。

牛疫、牛肺疫については、特に大きな修正の御意見はございませんでした。

あと、小委で出た意見については、また後ほど山口委員長、津田委員長、それぞれ御報告があるかと思います。

資料3-1をざっと御覧いただければと思います。今申し上げましたパブリックコメン

ト、都道府県からの意見、それから、業界団体等ともお話を進めてございまして、それを踏まえて、諮問させていただいた当時から変更した部分について、資料３－１で御説明したいと思います。

資料３－１の１ページ、第２－１、平時からの取組の丸の２番目、これは鳥インフルエンザだけではなくて、全ての指針に共通する修正でございますけれども、先ほど申した県からの意見です。平時からの取組においても、所有者の第一義的責任を有していることを周知するというのを、この部分に書いてくれという御意見でしたので、この部分に追記したいということで加えたものです。

次が第２－２の部分でございます。これは化製処理施設を使う場合、あらかじめ農場ごとに利用可能施設をリストアップ、県の方でリストアップしていただいて、それから、あらかじめその発生時に利用する際の了解を、施設の管理者と合意を得ていただくということ、それから、施設の周辺の住民の方々との合意形成を行っていただくという記載をしてございます。

死体を持ち込む、家畜伝染病で殺処分された死体を持ち込むことでのトラブルというものも想定されますので、こういったものを事前に合意を得ておいていただきたいという記載をしてございます。これも全ての指針に共通する変更事項でございます。

それから、第３の部分です。これも先ほどの意見で申しました定点モニタリングと強化モニタリングに関する変更事項です。定点モニタリングは時期を通年から６月、９月、それから強化モニタリングについては、対象戸数を９５％の信頼度で２０％の感染を抽出できる数、これは具体的には３０戸が上限だったんですけれども、これからは１４戸の上限という抽出戸数でやっていただくということ、それから水禽類、アヒル等を対象に優先的に対象としてくださいという変更をさせていただこうと思っております。

それから、次の変更ですけれども、３ページになります。３ページの第１２、ウイルスの浸潤状況の確認等というところがございます。これの２丸目です。発生状況確認検査及び清浄性確認検査の方法を、臨床検査及び簡易検査に変更するとございます。これはもともと臨床検査に加えて、ウイルス分離と血清抗体検査をやるということになっていたんですが、近年の簡易検査の信頼度が上がってきたということと、やはり迅速性、簡易性ということ、簡易性ということはかなり優位な検査法ですので、ウイルス分離や血清抗体検査に代わって簡易検査を適用するという変更をしたいと思っております。

それから、ここに実は削除した項目がございまして、もともとはこの１２のところに低

病原性鳥インフルエンザの疫学関連家禽の定義を見直すというのが入っていたんですが、これも小委での御議論を踏まえて、削除することとさせていただいてございます。

あとは同じページ、第14、家きんの再導入の部分です。ここについては、もともと先ほどの発生状況確認検査、清浄性確認検査と同じように、臨床検査と簡易検査でモニター家禽導入前検査を行うということを考えていたんですが、家きん疾病小委の中で、これは高病原性ならいいけれども、低病原性を確認するには不足だろうという御意見を頂きまして、高病原性は臨床検査と簡易検査でいいけれども、低病原性については、臨床検査と簡易検査に加えて、血清抗体検査をやった方がいいという御意見を頂きましたので、そのとおり変更したいと考えてございます。

次が4ページになります。4ページ目の上の丸です。発生農場において家禽を再導入した後とございますけれども、加わった事例としましては、「なお」と書いてある以降の文章になります。なお、大規模農場にあっては、確認の際、担当獣医師が同行するとともに、飼養衛生管理の状況を四半期ごとに報告する旨を追記とあります。これも先ほど意見の中で紹介させていただきましたけれども、やはり再発防止ということで、一度発生した農場の再発確率が高いということで、担当獣医師の同行を求めて確認をするということを追記させてございます。

以上、これは諮問時に諮ったものからの意見を踏まえた変更点になります。

豚熱、口蹄疫、牛疫、牛肺疫に関しましては、先ほど共通として紹介した部分が加わっていることになってございまして、それ以外大きな変更はございません。

以上、諮問させていただいた時点からの変更点について御説明させていただきました。
○稲垣部会長 ありがとうございます。

それでは、続けて、特定家畜伝染病防疫指針の一部変更に関する小委員会の審議概要について、家きん疾病小委員会の山口委員長及び牛豚等疾病小委員会の津田委員長から御説明をお願いいたします。

まず、山口委員長、お願いいたします。

○山口臨時委員 承知しました。

それでは、家きん疾病小委員会におけます特定家畜伝染病防疫指針の改正に関する審議の概要について御説明いたします。資料3-9を御覧ください。

最初に、審議としては令和6年7月16日に開催されました第90回の家きん疾病小委員会において審議を行いました。全体として長く多くの改正点がありましたので、主にはここ

に上げております3点についての審議を中心に行いました。

1点目が定点モニタリングについてということで、これは原案として示されたものになり大きな変更になっておりまして、今までのものから変更して、完全に環境試料を検査をするということでございます。野鳥が来るような水の試料ですとか、野鳥を対象とした検査を定点モニタリングとして行うというものでした。

また、強化モニタリングについては、特定症状が出にくい水禽類を優先的に検査するよう変更し、あわせて、検査の実施数を削減するよう変更というものが、1点目の主な審議の対象となりました。

これについて、まず1点目の部分については、下の方にありますけれども、①で定点モニタリングを現行から環境試料、野鳥のふん便ですとか、環境水を対象とした検査にするということになりますと、これまでは家禽そのものを対象としていたものを、全く違うものを対象とするということで、目的といいますか、趣旨が大きく変わるのではないかという議論がありました。

また、特に低病原性ですね、高病原性の場合は、現時点では早期に死亡することということで、それを指標として早期の通報が可能になっているわけですが、低病原性の場合には、それではなかなか見付けられないだろうということで、環境サンプルでは農場周辺にウイルスが存在することは早期発見できたとしても、農場内で既に感染が進行している低病原性のウイルスの感染の発見を早期に見付けることは、なかなか困難であろうという意見が出ました。

したがって、これについては環境試料ではなくて、現行のような形で血清抗体、それからウイルス分離というものをやる必要があるだろうということでございます。特に鳥インフルエンザの場合には、高病原性と低病原性では全く症状が異なるということと、低病原性では過去にも国内で発生がありましたけれども、症状が全くない、血清抗体で初めて見つかるという事例も出ておりますので、やはりそこはアクティブサーベイランスをしていかないと難しいだろうということでございます。

特に現状の家伝法では、低病原性鳥インフルエンザの感染と高病原性鳥インフルエンザとでは、ほぼ同じ対応ということになっておりますので、そういったことを踏まえまして、早期発見を考えると、現状のとおり、定点モニタリングでも血清抗体等を行って早期発見を行うべきであろうという意見が出ておりました。

次が、審議概要の(2)ですけれども、低病原性鳥インフルエンザの疫学関連家禽の定

義を見直すということでございます。これは発生した場合の疫学関連の遡りの期間を現行180日になっているものを、原案では21日に短縮できないだろうかということでした。

これについても、高病原性の場合ですと、病気の進行を考えますと、3週間程度の遡りでも、恐らく十分把握ができるだろうということだったんですが、低病原性の場合だと、無症状で広がっている場合もありますので、可能な限り、180日をマックスといたしまして、可能な限り遡って、追い掛けていく必要があるだろうということです。そうしないと、どうしても見逃してしまうリスクが発生するだろうという議論になりました。

ということで、委員からのコメントで、②になりますけれども、低病原性鳥インフルエンザの疫学関連家禽の追跡調査の遡り日数を緩めるのであれば、防疫措置と併せて改正すべきであろうということです。現状、先ほど申し上げましたように、高病原性とほぼ同じ対応ということになっておりますので、ここは現行の180日を維持すべきだろうという意見を出させていただきました。

3番目がモニター家禽導入前検査を臨床検査及び簡易検査に変更するという御提案を頂きましたけれども、これについて、先ほどもう既に説明がありましたが、高病原性と低病原性で大きく病態が異なるということで、特に高病原性の場合には、発生の当初自体、死亡鶏の増加ということで、通報がある場合がほとんどですので、環境中に残っているかどうかのモニタリングについても、もともとの原案どおり、臨床検査等でも、あるいは簡易検査で十分機能するだろうと考えられたんですが、低病原性のウイルスの感染があった場合には、無症状で全く臨床症状を示さない状況で進んでいく場合もありますので、低病原性と高病原性を分けて対応を行うということです。現行からそこを修正すべきであるという意見が出されました。

これに基づいて、裏側になりますけれども、2ページ目の2番目、防疫指針案の修正ということで、先ほど既に御説明いただいたとおりですけれども、①については、現行の通年月1回のウイルス分離検査及び血清抗体検査の実施から、6から9月の間、月1回の血清抗体検査の実施と修正するというところでございます。

それから、②については、現行規定に戻すということで、1可能な範囲で180日を最高として追跡調査を行うということでございます。

それから、③については、先ほど申し上げましたが、高病原性鳥インフルエンザと低病原性鳥インフルエンザと農場で分けて、高病原性の場合には、臨床検査と簡易検査を実施するという修正を提案させていただきました。

先ほどありましたけれども、本日配布されている資料３－２については、小委の開催後にパブコメを頂いた、それを踏まえての修正になっていると聞いております。

家さん疾病小委からは以上になります。

○稲垣部会長 それでは、津田委員長、お願いします。

○津田臨時委員 続きまして、資料３－９のうちの３と４について説明をいたします。

まず、牛豚等疾病小委員会は令和６年７月１８日に開催して、この件につきまして審議を行いました。審議においては、主に豚熱についてですけれども、２点の議論がございました。

まず一つは、免疫付与状況確認検査の結果の取りまとめを基に、検査の実施頻度についていろいろ検討を行いました。先ほど資料３－８で説明があったと思うんですけれども、これにつきましては、留意事項の方に書いておりますけれども、豚熱の免疫付与状況検査の結果、なかなか全国一律にワクチン接種適用を示すことは難しいということから、この頻度を原則半年から１回に農場ごとに行うというようなことで結論を得ております。

それから、もう一点目は、浸潤状況を確認するための調査において、エライザ検査で陽性又は疑陽性が確認された農場の移動制限を解除するための要件の見直しということが提案されたんですけれども、これにつきましては、委員、オブザーバーから改正案の科学的根拠と改正時期の理由を併せて示すべき等の意見がございまして、これを審議いたしました結果、この意見を踏まえて、改正案を現行に戻すこととしまして、この豚熱の発生状況や豚熱に係る技術開発等の情報を収集し、引き続き改正を検討する旨回答して、この件については、この案は現行に戻しているということでございます。

これを踏まえまして、本日配布されている案につきましては、この小委員会後に実施された都道府県への意見照会及びパブリックコメントも踏まえて、修正されていると考えております。

以上です。

○稲垣部会長 どうもありがとうございました。

それでは、本件につきまして、委員の皆様から御意見や御質問がありましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

橋本委員さん。

○橋本臨時委員 橋本です。

私はこのパブリックコメントに関する大倉室長の御説明、資料３－８の２ページ目、高

病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの意見③、化製処理ですね、パブリックコメントで風評被害という御指摘があったところですが、この御説明で、「化製処理は焼埋却と同様、適切な防疫措置であると考えている。御意見の風評被害を防ぐため、必要に応じて当省から情報発信を行ってまいります。」とありました。

この辺がすごく大事なことだと思いますので、必要に応じてですが、御説明をしっかりとお願いしたいのと、WOAH、OIEですね、そこの発生事例ごとの情報が出るわけですが、WAHISというシステムですね、かなりレンダリングがヨーロッパで採用されているようですから、必要に応じてですが、その辺の情報提供も行っていったって、何も日本だけではありません、発生の多い先進国と言っていいかな、ヨーロッパでも実際に相当用いられている方法ですということを書いていただけるといいかなと思います。

○大倉室長 御意見ありがとうございます。都道府県の方からも、やはりまずは埋却がなかなか難しいとか、用意していても使えなかったりといった、いろいろトラブルがあったということで、代替の処分方法ということで、焼却やレンダリング処理というのを切望されている中での改正ということでございます。

頂いたとおり、レンダリングに対しての、まずは科学的に安全だということを言った上で、心配の声については、真摯にお答えしていきたいなと思ってございます。

それから、確かに海外でレンダリング処理が広く用いられているというのは、そのとおりでございます。ただ、海外でのやられている実施主体者等が日本と異なる部分もございまして、公的機関が所有しているとか、民間が所有しているとか、もともとの契約されている方々との関係性とか、いろいろ難しい点もあるということで、業界の方からも意見を頂いているところでございますので、そういった方々の御心配とか懸念というのを、丁寧に解消していきたいと思ってございます。

○橋本臨時委員 ありがとうございます。そこまでもう既に取り組まれていることを聞いて、逆に安心いたしました。ひとつよろしく願いいたします。

○稲垣部会長 ほかの委員さん、いかがでしょうか。

オンラインの委員さん、いかがですか。

挙がっていませんか。大丈夫ですか。

ほかいかがでしょうか。

それでは、御意見がないということでございますので、特定家畜伝染病防疫指針の一部改正について、答申案の審議に進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(答申案配布)

○稲垣部会長 それでは、配布が終わったようです。オンラインの方はその画面を御覧になるということですね。

それでは、家畜衛生部会からの答申案について、読み上げをさせていただきます。

令和6年9月26日、農林水産大臣、坂本哲志殿。

食料・農業・農村政策審議会、会長、大橋弘。

答申。

令和6年6月27日付け6消案第1741号により諮問があった事項について、下記のとおり答申する。

特定家畜伝染病防疫指針の一部改正等について（牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ）は適当である。

本答申案について、家畜衛生部会として決定してもよろしいでしょうか。御意見、御異議のある方は御発声をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、異議がないということでございますので、本答申を農林水産大臣に提出することといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、事務局の方に進行をお戻しいたします。

○大倉室長 稲垣部会長、ありがとうございました。

そうしましたら、今現在、答申いただきましたので、これを踏まえまして、我々の方で官報掲載の手续に進めさせていただきたいと思います。

本日は熱心な御議論を頂きまして、ありがとうございました。

それでは、最後にここで審議官の郷より御挨拶申し上げたいと思います。

○郷審議官 本日はお忙しい中、現地参加の先生方、またウェブで参加の先生方、御協力いただきまして大変ありがとうございました。

科学に基づいて適切な措置を取るというののもう片方で、私ども、生産者の方、あるいは消費者の方々に適切にきちんと情報を提供した上で、皆さん方に情報の格差がないように、しっかりと進めてまいりたいと思います。

また、これから時期的にはまた冬場を迎えまして、豚熱に加えまして、鳥インフルエンザも非常に危ない状況になっていると思っておりますし、またアフリカ豚熱についても、

しっかりと対応してまいりたいと思っておりますので、その点も含めまして、引き続き先生方の御協力を頂ければ幸いです。

本日はお忙しい中御質疑に参加いただきまして、どうもありがとうございました。重ねてお礼申し上げます。

○大倉室長 それでは、これをもちまして食料・農業・農村政策審議会第69回家畜衛生部会を閉会いたします。

本日はどうもありがとうございました。

午後3時41分 閉会